

目黒区立保育園の民営化に関する計画 (令和3年度～11年度)素案への意見

2021年6月26日 目黒地区労働組合協議会(目黒労協)

議長 千葉 一郎

目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302

2020年4月の第1回緊急事態宣言、それに先立つ3月からの学校休校措置などの伴い、休業手当未払い、年次有給休暇での休みの強制、シフト減少に対する無保証、さらに雇止めや解雇など、多くの労働相談が私たち目黒地区労働組合協議会(以下:目黒労協)や、地域個人加盟組合の「めぐろユニオン」にも寄せられました。その中に、区内認可保育園の保育労働者からの相談もありました。認可保育園自体はその運営経費は、区立保育園と同様、ほぼ公費で賄われており、休園措置があっても部分的・一時的で、保育労働者もエッセンシャルワーカーとして、仕事を安全に続けていただかなければならない方々です。コロナ禍での風潮にのって、経営難でも業務不振でもないのに、労働者に賃下げ・収入減、さらには雇用を奪う行為は、株式会社経営の保育園であっても許されません。

この経験から目黒労協は、目黒区内保育労働者の雇用・労働条件・収入の確保に着目してきました。その中で分かったことは、目黒区の未就学児の半数以上が保育園児であり、そのうち区内保育園の8割が民営、そしてその大半が株式会社雇用の、しかも契約・パート・派遣などの非正規労働者であることです。急速な認可保育園の民営化は、「園庭の無い保育園の増大」や「保育スペース不足」など、様々な問題を生んでいますが、最大の懸念は保育労働者の雇用不安定化、所得労働条件の悪化、「地位」低下にあります。これをどう防いでいくかは、目黒区の今後の子どもたちにとって、最も重要であると考えますが、今回の「保育園民営化に関する計画案」には全く取り上げられていません。

目黒区の子ども——就学前人口は、おおよそ13,500人。

うち保育園児は2017年:5,000人弱(42%)→2020年7,700人余り(57%)に増加。全都では、2019年:48.2%→2020年:50.7%となっており、特に目黒区で急激に保育園児が増えたことがわかります。

年齢別では、全都の統計では、0歳児で保育園:22%、2歳児以上では保育園:44%、保育園に行っていない残り55%強は4・5歳で幼稚園に行くこととなります。

目黒では、保育園の種類別では78%が認可保育園、認証が7%、と認可保育園がほとんど。その認可保育園88園の内訳は、区立19で、うち指定管理2(社会福祉法人)、社会福祉法人18、営利企業54と、園数では公22%:民78%。営利企業園が6割以上です。

幼児教育労働者の労働条件確保は可能

幼児教育無償化で明らかに立ったことは、幼保・公民問わず、幼児教育は公的支出によって支えられている事です。従って、例え株式会社運営の園であっても、「認可保育所の場合、施設や保育士の配置などについて、社会福祉法人などと同じ基準を満たす必要があり、また補助金が得られるため、切り詰め

なければ赤字になるような経営状況ではない。」

(幼児教育・保育分野への株式会社参入を考える―諸外国の動向をふまえて―日本総研調査部 池本美香：JRIレビュー<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/6702.pdf>)。

従って待機児対策として、急速に保育需要を満たすために、認可外保育園でなく株式会社参入も含め、認可保育園を増やしてきた目黒区において、幼児教育労働者の地位・労働条件確保は、必要な方策をとれば可能です。

不当な低賃金・ブラップ保育園の実態

しかし実際には、特に営利を目的とする株式会社立の園においては、冒頭にのべた例のような雇用・労働条件の侵害が後を絶ちません。また 2000 年以降、公の委託費支出の使途が大幅に規制緩和され、社会福祉法人に比べ、10 ポイント以上も低い「人件費比率」30%以下の園も見られる実態です。

(2018/11/26 東洋経済オンライン：

<https://toyokeizai.net/articles/-/250423?fbclid=IwAR1Ku2HbMh7cqCImTixnuZRN5QjXLbRulxcYk7vroVagH8n5og8-3f4Mn4>)

この調査保育士の「人件費比率」が低い 21 施設には、「にじいる保育園自由が丘：サクセスアカデミー」も、保育者人件費比率 29.3%の調査結果が報告されています。

公契約条例の趣旨にのっとり

目黒区公契約条例は、第 1 条「労働者等の適正な労働条件を確保することにより、優れた人材を確保できる環境の整備及び公契約の適正な履行の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする」、第 6 条「受注者は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、この条例その他の法令を遵守するとともに、労働者等の適正な労働条件を確保するよう努めなければならない。」と定めています。認可保育園の運営についても、補助金という公費が投入され、公共サービス基本法 11 条の「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」仕事そのものです。目黒区は区内認可保育園で働く労働者の実態を把握し、その労働条件の向上に努めることが必要です。保育園民営化計画の、今後の展開を前に、以下のことを求めます。

- 1：区内 認可保育園の人件費比率を調査・把握・公表すること
- 2：区内 認可保育園に働く労働者の労働条件・報酬などを、「労働環境モニタリング」「労働台帳」「ワークシート」などの方法により把握すること。(少なくとも、従来労働環境モニタリングを行っていた指定管理から民営化に移行する保育園などに鑑み、サンプリングであれこれらを実施し、公表すること。)
- 3：公契約条例上の最低報酬額に、職種別「保育士・栄養士・調理師」を設けること。
- 4：これらの対策を講じるまでは、公立保育園を維持し、そこに働く常勤・非常勤を問わず全ての保育士の地位・労働条件を、目黒区における保育労働水準のモデルとして向上する指導を行うこと。
- 5：これらの施策について、保育労働者・関係労働組合と十分協議し、協力して行うこと。

以上